

(対大臣・副大臣・政務官)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
吉良 州司 議員(国民)

1問 社会が求める法曹とはどのようなものか、法務副大臣に問う。

[社会が求める法曹]

今後の在るべき法曹の姿としては、高度の法的知識はもとより、創造的な思考力、法的な分析能力を備え、また、先端的な法領域の理解や、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付けていることが求められ、そのような法曹が、社会の法的需要に応え、様々な分野において広く活躍することが期待されていると認識している。】

(参考資料)

司法制度改革審議会意見書(抜粋)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

III 司法制度を支える法曹の在り方

制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。本意見で述べるような、新たな時代に対応するための司法制度の抜本的改革を実りある形で実現する上でも、それを実際に担う人的基盤の整備を伴わなければ、新たな制度がその機能を十分に果たすことは到底望みえないところである。

まして、今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での 21 世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッショナルとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。

まず、質的側面については、21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

他方、量的側面については、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。

加えて、真に国民の期待と信頼に応えうる司法（法曹）をつくり育てていくためには、法律専門職（裁判官、検察官、弁護士及び法律学者）間の人材の相互交流を促進することも重要である。

2 法科大学院

(1) 目的、理念

ア 目的

法科大学院は、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・ 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること
- ・ 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること

- ・新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとすること
- ・以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- ・入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとすること
- ・資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- ・法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講じること

(2) 法科大学院制度の要点

ア 設置形態

- 法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。
- 独立大学院や連合大学院も制度的に認めるべきである。

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。なお、法科大学院の設置は既存の大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方公共団体等の大学以外の主体が学校法人を作るなどして、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置することができるは当然である。既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争し、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する柔軟なシステムが展開されることが望まれる。

設置形態としては、法学部に組織上の基礎を持つ大学院のほかに、基礎

(対大臣・副大臣・政務官)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
吉良 州司 議員(国民)

2問 弁護士の収入環境が厳しさを増しているのは、全ての裁判実務を行なうことができるフルスペックの法曹人材を一律に増加させようとしたりからではないか、法務副大臣に問う。

[弁護士の収入環境について]

現行の法曹養成制度下で輩出された弁護士の収入状況等については、

- 法務省が平成28年に実施した調査において、法科大学院を経て司法試験に合格した弁護士登録5年目の弁護士の収入の平均値が1,360万円(注1)となるなど一定の水準が確保されていることに加え、
- 司法修習を終えた後の弁護士未登録者数についても、近年改善傾向が見られる(注2)ことから、必ずしも厳しさを増している状況とは考えていない。

[求められる法曹人材]

他方で、(司法制度改革審議会意見書が述べるよう、)21世紀の社会を支える、今後の在るべき法曹の姿としては、高度の法的知識はもとより、先端的な法領域についての理解や幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付けているこ



とが求められ、そのような法曹（「国民の社会生活上の医師」と表現されている。）が、社会の法的需要に応え、様々な分野において広く活躍することが期待されていると認識している。

したがって、弁護士等の法曹としては、今後とも、裁判実務に精通していることはもとより、社会の幅広い分野で法律サービスを提供することができる多様な人材が必要ではないかと考えている。」

(注1) 弁護士登録5年目までの収入及び所得の平均値

登録年数	修習の期	収入	所得
登録1年目	第67期	568万円	327万円
登録2年目	第66期	762万円	423万円
登録3年目	新65期 旧65期	904万円 923万円	476万円 391万円
登録4年目	新64期 旧64期	1,139万円 1,027万円	606万円 543万円
登録5年目	新63期 旧63期	1,360万円 1,465万円	686万円 697万円

(注2) 第67期から第70期までの弁護士未登録割合

期	修習終了者	一括登録時点	約3か月後	約6か月後
第67期	1,973	550 (27.9%)	155 (7.9%)	76 (3.9%)
第68期	1,766	468 (26.5%)	86 (4.9%)	55 (3.1%)
第69期	1,762	416 (23.6%)	77 (4.4%)	39 (2.2%)
第70期	1,563	356 (22.8%)	64 (4.1%)	30 (1.9%)
第71期	1,517	334 (22.0%)	54 (3.6%)	

(第71期の数値は、速報値)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
吉良 州司 議員(国民)

3問 社会から求められている法曹人材とは、全ての裁判実務を行なうことができるフルスペックの法曹ではなく、国際取引実務や知財実務等の企業法務に精通した法律実務をすることができる人材なのではないか、法務副大臣に問う。

[前提]

社会・経済のグローバル化が進む中、国際取引実務等に精通した法曹を養成していくことは重要であると考えている。

[法曹養成課程における取組]

こうした観点から、①法科大学院等においては、国際的な案件や知財紛争への対応を扱う実務的科目が開講されると承知しているほか、②司法試験において、知的財産法や国際関係法を論文式試験の選択科目として設けている。

また、司法修習において、選択型実務修習の中では、知的財産関連の業務や渉外業務を取り扱う弁護士事務所における修習などが行われていると承知している。

[必要な法曹人材について]



そして、このように国際取引実務等に従事する法曹人材についても、裁判等の紛争に発展した場合の解決方法をも見据えつつ、企業法務実務に従事する等、法曹としての高度の法的知識を前提としつつ、先端的な法領域についての理解や幅広い教養等を身に付けて活躍することが期待されていると考えている。

法務省としては、このような多様かつ有為な法曹人材が、国際取引実務の分野を含む幅広い分野で、その能力を生かして活躍することができるよう、引き続き、法曹有資格者の活動領域の拡大を始め、必要な取組を進めてまいりたい。』

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
吉良 州司 議員(国民)

4問 従来型の全ての裁判実務を行なうことができるフルスペックの法曹人材であれば、旧法曹養成制度下において輩出されていた質・量で足りるのではないか、法務副大臣に問う。

[プロセス養成の導入とその成果]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、

- 専門的知見を要する法的紛争の増加や弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性などにより、今後の法曹需要が、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想されるとし、
- これらへの対応のため、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされたところである。

そして、一連の司法制度改革により導入した、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度により、多数の有為な法曹人材が輩出され、企業内弁護士の増加や司法過疎地の大幅な減少等、司法アクセス改善の大きな成果につながったものと考えている。

このように、プロセスとしての法曹養成制度を導



入することにより、裁判実務に精通していることはもとより、社会の幅広い分野で様々な法律サービスを提供するなど、社会の需要に対応した質・量ともに豊かな法曹を輩出してきたものと考えている。

したがって、今後とも社会の需要に対応した法曹を輩出していく観点からは、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持していくことが重要であると考えているところである。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

平成 31 年 4 月 24 日 (水)
畠野 君枝 議員 (共産)

衆・文部科学委員会
対法務当局 (法制部)

1 問 司法制度改革当時における法科大学院を卒業すれば 7, 8 割が司法試験に合格できる、年間 3000 人の司法試験合格者を輩出するという目標について、どのような根拠に基づいて打ち出され、現在この目標はどうなっているのか、法務当局に問う。

[司法試験合格者 3, 000 人目標について]

司法制度改革審議会意見書においては、専門的知見を要する法的紛争の増加や、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性などによる、法曹需要の増大への対応のために、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であること等から、年間 3, 000 人程度 (注) の新規法曹の確保を目指す必要があるとされたところである。

併せて、21世紀を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するため、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、厳格な成績評価及び修了認定を前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度、例えば、7割から 8 割の者が司法試験に合格することができるよう、充実した教育を行うこととされたところである。

[司法試験合格者数に関する現在の目標について]

もっとも、司法試験の年間合格者数の数値目標については、

- 平成 22 年以降も司法試験合格者数が 2, 000 人から 2, 100 人程度にとどまっていたこと、
- 司法修習修了者の法律事務所への就職が困難な状況が生じていたこと

等から、平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議にお

いて、現実性を欠くものとして事実上撤回された。

その後の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度輩出できるよう、必要な取組を進める等とされている。

(現時点でも同様に考えており、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。)

(注) 司法制度改革審議会の議論においては、平成30年ころまでに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきであるとされた。

[司法試験合格率について]

また、同じく平成27年の推進会議決定では、法科大学院全体としての司法試験合格率等が、制度創設当初に期待されていた状況と異なり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っているとされ、法科大学院改革により、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率として概ね7割以上が司法試験に合格できるよう充実した教育が行なわれることを目指すとされた。

法務省としては、法曹志望者の回復が喫緊の課題であり、法科大学院改革を始めとする今回の法曹養成制度改革を、文部科学省等と連携して、着実に実施して参りたいと考えている。

平成31年4月24日（水）
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 法科大学院在学中受験資格は、どのような経過から、どのような目的で導入されたのか、法務当局に問う。

〔前提：現行の司法試験受験資格〕

現行の司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところである。

〔法科大学院在学中受験資格導入の趣旨〕

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提に、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めることとしている。これにより、現行では法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した場合でも、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が生ずるが、この期間が短縮又は解消されることになる。

〔法科大学院在学中受験資格の内容〕

新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けること

を必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができることを標準的な運用として想定している。

更問 今般の改革に係る議論・検討は、密室で行われた拙速なものではないか。

- ・ 今回の司法試験制度の見直しは、昨年7月の与党の文科・法務合同部会において、法科大学院改革を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直しを早期に行うべきとの指摘がされたことを受けて、法務省として、文部科学省と連携しつつ、制度設計に関する検討を進めてきたものである。
- ・ その過程においては、文部科学省による法科大学院改革に関する検討に協力しつつ、併せて、司法試験制度の見直しについて、文部科学省はもちろん、日本弁護士連合会や法科大学院協会等と必要な意見交換を行うなどしながら、制度見直しの是非やその方向性を決めるための検討を行った上で、具体的な制度設計の詳細を詰めてきたところである。
- ・ 今後も、今般の制度改革の着実な実施に向けて、文部科学省とも十分に連携を図り、関係者の意見にもしっかりと耳を傾けてまいりたい。

平成31年4月24日（水）
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 司法試験及び司法修習の日程は、今後変更されるのか、法務当局に問う。

[司法試験の実施時期について]

司法試験の実施時期は、法令で規定する事項ではなく、最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していない。

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、法案成立後に設置する予定の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしているが、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

[司法修習の時期について]

次に、今回の法案による法改正後の司法修習の開始時期等の日程については、最終的に最高裁判所において定められるべき事柄であり、その前提となる新たな司法試験の実施時期についても、今申し上げたように、現時点では決まっていない。そのため、今回の法案を踏まえて具体的に司法修習の日程がどのようになるのかについて申し上げることは、困難である。

[現行制度より早い時期に司法修習を開始する方向]

もっとも、現行制度においては、法科大学院修了受験資格の場合、3月に法科大学院を修了した者が、5月に司法試験を受験し、その合格を経て11月末に司法修習を開始するまでに、最短でも約8か月間の無職の空白期間（いわゆるギャップターム）が一律に生じているところである（注）。

法科大学院在学中受験資格の導入により、法科大学院を経由して司法試験を受験しようとする者の時間的・経済的負担の軽減を図るという観点からは、法科大学院在学中受験資格で司法試験を受験し、これに合格した者が、法科大学院修了後、現行制度よりも早い期間内に司法修習を開始できるようにすることが不可欠であると考えている。

（注）現在においては、司法修習は、法科大学院修了後8か月後の毎年11月末に開始し、翌年12月中旬に終了している。

[結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める]

法務省としては、司法試験の実施時期や司法修習の開始時期など法改正が実現した後の新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省や最高裁判所などの関係機関や教育関係者等とも十分に協議して対応してまいりたい。

1問 法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度が導入された際に、旧制度の問題点としてどのような事項が指摘されていたのか、法務当局に問う。

〔結論〕

旧制度下における、司法試験という「点」による選抜の方法については、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

- 「受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著」であるとか、
- 「学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」の状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」

などと問題が指摘されていた。

こうした状況下において、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を輩出するために必要となる大幅な司法試験合格者数増を、その質を維持しつつ図ることは、「点」による選抜では困難を伴うことから、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入されたものと理解している。

（参考）司法制度改革審議会意見書（抜粋）

意見書では、旧法曹養成制度について、

- 受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著
- 大幅な合格者増をその質を維持しつつ図ることは大きな困難
- 大学教育と法律実務との乖離が指摘され、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っているとの指摘をしている（61頁）。

平成31年4月24日（水）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 新たな法曹養成制度が導入された後、民事訴訟事件の件数は増加したのか、法務当局に問う。

法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が導入された平成16年4月以降における裁判事件数の動向を見ると、民事事件の第一審通常訴訟事件は、地裁、簡裁とともに、平成21年までおおむね増加傾向であったが、同年を最高値として減少している。

もっとも、民事事件について、平成18年頃からの過払金返還請求事件の影響を除けば、その減少の程度はわずかであり、ほぼ横ばい状況にある。

（参考）

○第一審民事通常訴訟事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

地裁・平成元年	110,970件
平成16年	138,498件
平成21年	235,508件
平成25年	147,390件（平成21年の約62.6パーセント）
平成29年	146,678件

簡裁・平成元年	112,472件
平成16年	349,014件
平成21年	658,227件
平成25年	333,746件（平成21年の約50.7パーセント）
平成29年	336,383件

○刑事第一審事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

地裁・平成元年	69,738件
平成16年	113,464件
平成21年	92,777件
平成25年	71,771件
平成29年	68,830件

簡裁・平成元年	18,160件
平成16年	19,375件
平成21年	13,506件
平成25年	9,842件
平成29年	6,681件

○家事審判事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

平成元年	252,587件
平成16年	533,654件
平成21年	621,316件
平成25年	734,227件
平成29年	863,886件

更問 司法制度改革を行ったにもかかわらず、民事訴訟が増加せず、横ばいとなっている原因について問われた場合

御指摘のとおり、民事第一審訴訟の新受件数には顕著な増加傾向は見当たらないところ。

その原因については、当事者の方の置かれた状況や相手方との交渉等の様々な要因に左右されるものであり、その原因についてはっきりとしたことは分かっていない状況である。

3問 弁護士の偏在化は、今回の法改正で解決されるのか、法務当局に問う。

〔新しい法曹養成制度の評価・司法アクセスの改善〕

現行の法曹養成制度が導入された後、法曹有資格者の活動領域は着実に広がっており、裁判実務に限られない国内外の幅広い分野で活躍する弁護士等が増加している。

（御指摘の）司法過疎問題については、全国の地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいない「弁護士ゼロ」支部について、平成16年10月時点で16箇所であったのが、平成22年10月以降は解消されている。弁護士が一人しかいない「弁護士ワン」支部についても、平成16年10月時点で35箇所であったのが、平成25年10月以降は1箇所となっており、いわゆる司法過疎地と呼ばれる地域は大きく減少したものと認められる。

〔結論〕

このように、法科大学院を中心とする現行の法曹養成制度が導入された後、法曹有資格者がその専門性を社会の幅広い分野で発揮して、多様な法律サービスを提供する環境が定着しつつある上、司法過疎地の減少により、あまねく全国で国民の法律サービスへのアクセスも大幅に改善されてきたものと評価している。

今般の制度改革により、法曹志願者の回復を図り、多数の有為な法曹を社会に輩出することができるようになれば、このような現行の法曹養成制度が導入されたことによる成果は、一層拡大することができるものと考えている。

(参考) 企業内弁護士として活動する弁護士の数は、平成16年3月
時点では109人であったのが、平成30年6月は2,161人とな
っており、約20倍に増えている。

4問 司法試験問題に対する回答が似たようなものとなり創造性に欠けるとの指摘があるが、今回の法改正により、その点が解決されるのか、法務当局に問う。

〔旧制度下で存在した問題点〕

- ・ 旧制度下における、司法試験という「点」のみによる選抜の方法については、
 - 受験競争が厳しい状況にあり、受験者の受験技術優先の傾向や受験予備校に依存する傾向が顕著となってきたことや、
 - 質を維持しつつ大幅な法曹人口の増加を図ることに大きな困難が伴うこと等

の様々な問題が存在し、その中では、司法試験の答案について委員御指摘のような意見も聞かれたと承知している。

〔現行の法曹養成制度の導入の理由〕

- ・ これらの様々な問題点を克服するために、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入され、高度の専門的な法律知識を有することはもとより、創造的な思考力、法的分析能力を有し、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を確保することが目指されたものと理解している。

〔結論〕

- ・ 今回の法改正は、このような現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が十分に機能するものとなるよう、必要な改革を実施するものであり、法務省としては、法科大学院の集中改革の取組を進める文部科学省

等と連携して、法曹養成制度の趣旨を踏まえた必要な取組をしっかりと進めてまいりたい。

平成31年4月24日（水）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

5問 今回の改正に併せて、司法試験問題の在り方についても工夫がされるべきではないか、法務当局に問う。

【出題レベルの変更について問われた場合】

司法試験における具体的な問題の作成は司法試験考查委員会に委ねられている。

司法試験は、法科大学院教育を踏まえて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、今回の改正は、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成の理念を変えるものではなく、司法試験で判定すべき能力水準自体に変更を加えるものではない。

したがって、本法案における改正により、司法試験の出題レベルの変更がされることとは想定されない。

【法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について問われた場合】

〔前提及び課題〕

（委員ご指摘のような）司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところである。

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験では、在学中受験資格を新たに導入することとしており、司法試験の実施時期の点や、今回の法案が選択科目を引き続き存置することとしていることとも関連し、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学習到達度は確保されるかといった課題が指摘されているところである。

[司法試験の在り方を検討する会議体]

そこで、法務省としても、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置して、検討を進めていくことを予定している。

その会議体においては、法科大学院の新たな教育課程の内容やカリキュラム編成、学生の学習到達度等の議論と並行して、関係者の協議により、司法試験の在り方について必要な検討が行われるものと考えている。

平成31年4月24日（水）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

6問 司法試験受験者が激減しているが、司法試験における適正な倍率はどの程度と考えているのか、法務当局に問う。

〔司法試験の合格判定〕

司法試験の合格率については、毎年の司法試験の出願者と合格者数の関係により定まるものであるが、司法試験における合格者の判定は、実際の試験の結果に基づいて、法曹となるとする者に必要な学識及びその応用能力の有無の観点から、司法試験考查委員会の合議によって行われ、この判定に基づいて、司法試験委員会において合格者が決定されているものと承知している。

したがって、法務省として、司法試験合格率の「適正な倍率」について、お答えすることは困難である。

（いずれにしても、司法試験においては、司法試験考查委員及び司法試験委員において、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと理解しており、これは、司法試験受験者数の増減という事情により影響されるものではないと考えている。）

（参考）司法試験の合格率に関するものではないが、司法試験の合格者数については、数値目標は掲げられていないものの、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、今後の法曹人口の在り方に関し、「年間1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、…社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とされている。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 司法制度改革審議会意見書に基づく司法制度改革によって導入された現在の法曹養成制度について総括をするべきではないか、法務当局の所見を問う。

〔3,000人目標撤回の経緯等〕

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要が増大することが予想され、その対応のためにも法曹人口増大の必要性が指摘され、平成14年3月の閣議決定において、「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とする」ことが目標とされた。

ところが、

- ① 司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人程度にとどまり、年間合格者数3,000人の目標が未達成であったことや、
- ② 法曹有資格者の活動領域拡大は未だ限定的であり、司法修習終了直後の弁護士未登録者数が増加傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況がうかがわれたことから、

平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定（注1）において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とする目標は、現実性を欠くものとして事実上撤回された。

また、現在の法曹養成制度については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（注2）において、「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を

招来する事態に陥っている。」とされている。

[結論]

このように、司法試験の合格者数や弁護士の活動の場の拡がりなどが、結果として、当初予想されていた状況と異なるものとなったことは残念に思っている。

法務省としては、法曹養成制度改革推進会議決定の内容を踏まえ、関係機関等と連携しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組など、法曹志望者の回復に向けて必要な取組を引き続きしっかりと進めていきたいと考えている（注3）。

（注1）平成24年8月、閣議決定に基づいて設置された会議であり、内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係6大臣で構成されていた（平成25年8月設置期限満了）。

（注2）平成25年9月、閣議決定に基づいて設置された会議であり、内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係6大臣で構成されていた（平成27年7月設置期限満了）。

（注3）具体的には、これまで、

- ① 文部科学省に設置された中教審法科大学院等特別委員会に、担当者が委員として参加して、法科大学院改革について検討を行い、
- ② 文部科学省とともに、法曹養成制度改革連絡協議会（最高裁判所、日本弁護士連合会も参考）を開催して、それぞれの取組の進捗状況等を共有するとともに、活動領域の拡大のための協議等を行い、
- ③ 司法試験及び予備試験について、その結果の分析や、法学部生や司法修習生に対するアンケート調査を行うなどの取組を行ってきた。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対 法務当局（法制部）

2問 司法試験受験者数が減少しているのは、司法試験の受験資格を設けたことにより法曹への間口を狭めたことに原因があるのではないか、法務当局の所見を問う。

[前提]

現行司法試験法においては、司法試験受験資格が、法科大学院課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられることとしている。

[現状]

司法試験の受験者数は、旧司法試験における平成15年の45,372人をピークに減少の一途をたどっており、現行司法試験の受験者数についてみても、一昨年の5,967人から、昨年は5,238人と729人減少している。

[受験者数減少について考え得る要因]

このような司法試験の受験者数の減少については、様々な要因が考えられるが、法科大学院入学者数が減少し、それに伴い法科大学院修了者数が減少していることが影響しているものと考えている。

[法曹志望者数の回復に向けた必要な取組の継続]

いずれにしても、法曹志望者の大幅な減少は深刻な事態であり、多くの有為な人材が法曹を志望し、質の高い法曹が活躍するようにしていくことは重要であると考えている。

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（注1）では、法曹志望者数の回復に向け、法科大学院改革

のほか、法曹有資格者の活動領域の拡大、法曹人口の在り方、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされている。

法務省としては、関係機関等と連携しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組など、法曹志望者の回復に向けて必要な取組を引き続きしっかりと進めていきたいと考えている（注2）。

（注1）平成25年9月、閣議決定に基づいて設置された会議であり、内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係6大臣で構成されていた（平成27年7月設置期限満了）。

（注2）具体的には、これまで、

- ① 文部科学省に設置された中教審法科大学院等特別委員会に、担当者が委員として参加して、法科大学院改革について検討を行い、
- ② 文部科学省とともに、法曹養成制度改革連絡協議会（最高裁判所、日本弁護士連合会も参集）を開催して、それぞれの取組の進捗状況等を共有するとともに、活動領域の拡大のための協議等を行い、
- ③ 司法試験及び予備試験について、その結果の分析や、法学部生や司法修習生に対するアンケート調査を行うなどの取組を行ってきた。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、新たな法曹の輩出規模を1500人程度とした根拠は何か、法務当局に問う。

[結論]

政府の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、法曹需要、法曹の供給状況、法曹養成課程の現状等を調査した平成27年4月の法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、「現行の法曹養成制度の下でこれまで1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」としたものである。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 司法試験受験資格として法科大学院修了資格に加えて予備試験合格資格を設けていることの是非について、法務当局に問う。

（平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、）予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、そのような法曹資格取得のための途を確保するために予備試験制度を設けたことは適当であると考えている。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

5問 法科大学院在学中受験資格に基づき司法試験を受験し、これに合格した者について、法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件とする理由は何か、法務当局に問う。

[前提]

現行法上、司法修習生は、法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者の中から採用することとされている。

[結論]

今回導入する法科大学院在学中受験資格により司法試験を受験し、これに合格した者については、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持し、法科大学院課程修了後の司法試験合格者と同様の能力・資質を備えていることを確保するため、法科大学院の修了を司法修習生として採用されるための要件としたものである。

(参照条文)

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

(採用)

第六十六条 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② (略)

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

6問 法科大学院在学中受験資格により司法試験に合格したが、やむを得ない理由で法科大学院を修了できなかつた場合、司法修習生となることができるのは不当ではないか、法務当局に問う。

[法科大学院修了を要件とする趣旨]

現行法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされている。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、（先ほど述べた）法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところである。

[結論]

そうすると、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなる。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えている。

（なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了する

ことができなかつたとしても、留年等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能である（注）。したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解している。）

（注）在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者であっても、その後に法科大学院課程を修了せずに中退等した者については、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

7問 大学生や法科大学院生が合格者の多くを占める予備試験の現状は、予備試験制度の趣旨に沿ったものといえないのではないか、法務当局に問う。

（委員御指摘のとおり）予備試験制度については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘もされているところ。

もっとも、推進会議決定については、「出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。」とされており、一定の積極的な評価もされているところである。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

8問 予備試験の論文式試験科目に選択科目を加える理由は何か、法務当局に問う。

[前提]

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものである。

[選択科目導入及び一般教養科目廃止の趣旨]

今回の法案では、法科大学院教育の充実のため、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けなどの法科大学院教育の見直しがされることを踏まえ、その付隨的・派生的な改正として、予備試験の論文式試験に選択科目を導入することとしている。

この導入は、予備試験が、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであることから、法科大学院教育の見直しにより当然に必要になると考えられる見直しである（注）。

（注）予備試験の試験科目は、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定する試験であるとの目的に照らして決定されるべきものであり、司法試験の試験科目に選択科目が存置されることは、予備試験の試験科目に直ちに影響を与えるものではない。

平成31年4月24日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

9問 司法試験の論文式試験科目に選択科目を存置した理由は何か、法務当局に問う。

〔選択科目を存置することとした経緯・理由〕

法務省においては、今回の司法試験制度の見直しの一つとして、法科大学院在学中受験資格を認めることに伴い、法科大学院カリキュラム編成上の問題等から、一時期、選択科目を廃止する方向で検討していたところである。

もっとも、司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、

- 多様な法曹人材養成の理念・ニーズに反する
- 専門的な法律分野の教育を法科大学院教育のみに委ねる
のでは、学生の意欲低下につながる

等の指摘もされていたところであり、今回の選択科目廃止の方向性についても、異論が呈されたところである。

そこで、法務省としては、改めて検討し、文部科学省とも協議した結果、今回の法案においては、選択科目についてはこれを存置することとしたものである（注1）（注2）。

（注1）選択科目存置は、専門分野科目について学生の意欲や教育の充実度が確保される、国家試験により客観的な能力判定ができるなどの評価がされている。

（注2）選択科目を存置する場合の課題等について

選択科目を存置しつつ在学中受験を実施する場合には、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学習到達度は確保されるかといった課題が指摘されている。

そこで、法務省としては、改正法案の成立後、司法試験委員会とも連携したしかるべき会議体を設置することを検討しており、関係

省庁のほか、教育関係者や法曹実務家等を構成員として、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、速やかに関係者間で議論し、方向性を示すことを検討している。

(参考) 平成30年司法試験合格者の選択科目内訳

倒産法240人 (15.74%)
租税法101人 (6.62%)
経済法265人 (17.38%)
知的財産法192人 (12.59%)
労働法466人 (30.56%)
環境法67人 (4.39%)
国際関係法 (公法系) 9人 (0.59%)
国際関係法 (私法系) 185人 (12.13%)

(対大臣・副大臣・**政務官**)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

1問 今回の制度改革を受け、今後、予備試験の在り方を見直す予定はあるのか、法務大臣政務官に問う。

[推進会議決定]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験の在り方について、
「平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨(注1)に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害する事がないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」
とされている。

[結論]

法務省としては、喫緊の課題である法曹志願者の回復に向けて、まずは、法科大学院改革を中心とする今般の法曹養成制度改革をしっかりと進めることが最優先であると考へており、予備試験の在り方については、今般の制度改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたい(注2)。

(注1) 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹取得のための途を確保するための制度である。推進会議決定においては、「予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘され、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している」との記載がある。

(注2) 今般の法案における予備試験の見直しは、法科大学院改革の一環として、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けを行うなどの教育見直しがされることを踏まえ、その付随的・派生的な改正として、予備試験の論文式試験に選択科目を導入するものである。

(参考資料) 法曹養成制度改革の更なる推進について (抜粋)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することができないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

(対大臣・副大臣・**政務官**)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

2問 今回の制度改革により、法科大学院経由の時間的・経済的負担が軽くなれば、予備試験はその役割を終えるのではないか、法務大臣政務官に問う。

[予備試験の位置付け]

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられているものである。

そうすると、予備試験制度は、必ずしも、法曹志願者の経済的事情のみに着目したものではなく、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置し得る資質・能力が備わっているか、という観点から、経済的事情以外の社会における経験・経歴等も考慮に入れて、設けられているものである。

[プロセス教育を経ることによる負担]

また、法科大学院における奨学金制度等の経済的支援策等が適切に運用されるとても、プロセス教育である法科大学院を経るには、少なくとも2年間ないし3年間の教育課程に相当する相応の時間的・



経済的負担が生ずることは不可避である。

〔結論〕

以上のとおり、予備試験制度については、その制度趣旨に鑑み、法科大学院を経由しないルートとして存置することに、引き続き、合理性があるものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

3問 法務省として、今回の改革にどのような成果を期待しているのか、法務大臣政務官に問う。

〔法曹志望者減少の要因〕

近年、法曹志望者が大幅に減少し、極めて深刻な事態となっている。その減少については、複数の要因が影響しているものと考えられるが、その要因の一つとして、法科大学院全体としての司法試験合格率が制度創設当初期待されていたものと異なる状況となっていることや、法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の大きさなどが指摘されている(注1)。

〔本法案の意義：プロセス教育の充実と負担軽減〕

今回の法案では、法科大学院において、法曹となるとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的・体系的に実施すべきことを規定し、成績評価や修了認定の基準等を法科大学院に義務付けるなど、法科大学院教育の充実を図ることとしている。

その上で、さらに、

- 法学部に法科大学院と連携する「法曹コース」を設置することを制度的に位置付け、早期卒業などにより、学部3年で法科大学院に進学する仕組



みを明確化するとともに

- 法科大学院在学中の司法試験受験を可能とし、これらにより、最短約6年間で学部入学から法科大学院を経て法曹資格を取得することができるようになり、大幅な時間短縮が図られることとなる（注2）。

また、法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みも設けることとしている。

〔法曹志望者の減少に歯止めをかけることを期待〕

以上のとおり、今回の改革により、法科大学院教育の充実が図られるとともに、法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担が軽減され、かつ、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することで、法曹志望者の減少に歯止めがかかり、回復することにより、より多くの有益な人材が法曹を志望してくれることを期待している。

（注1）法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月）では、「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの（となっている）」といった事情が指摘されている。

また、法務省が、文部科学省と共同で実施した法学部生に対するアンケート調査（調査実施期間：平成29年10月10日から11月10日）の結果は、次のとおり。

〔現在法曹を志望・選択肢の一つとして考えている学生の不安や迷い〕

○ 他の進路に魅力を感じる	37.0%
○ 法科大学院修了までの経済的負担の大きさ	27.9%
○ 司法試験に合格できるか不安	26.3%
○ 法科大学院修了までの時間的負担の大きさ	22.6%

〔過去法曹を志望・選択肢の一つとして考えていた学生の不安や迷い〕

○ 他の進路に魅力を感じた	55.4%
○ 法科大学院修了までの経済的負担の大きさ	25.1%
○ 法科大学院修了までの時間的負担の大きさ	24.2%
○ 司法試験に合格できないと思った	16.9%

(注2) 現行の法科大学院既修者コースに入学した者は、学部4年、法科大学院2年、司法試験を受験・合格後、司法修習(約1年)を経て、法曹資格を取得することとなり、学部入学から法曹資格取得まで約8年間を要しているが、今回の法案により、2年程度時間が短縮されることとなる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・**政務官**)
4月24日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

4問 今後の法曹需要について、法務省として、どのように考えているのか、法務大臣政務官に問う。

[在るべき法曹の姿]

今後の在るべき法曹の姿として、社会の法的需要に応え、高度の法的知識はもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付けた法曹が、社会の様々な分野において広く活躍することが期待されていると認識している。

[現状]

そして、法曹需要を踏まえた適正な法曹人口の在り方については、様々な意見があると承知しているが、政府の法曹養成制度改革推進会議決定（注1）では、法曹人口の在り方について、法曹需要を含めた法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされている。

(注1) 平成27年6月に取りまとめられたもの。なお、同会議は、閣議決定に基づいて設置された会議であり、



内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係 6 大臣で構成されていた（平成 27 年 7 月設置期限満了）。

〔結論〕

- 1 法務省としては、この推進会議決定を踏まえ、
関係機関・団体の協力を得ながら、裁判事件数の
推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士
数の推移、企業内弁護士数の推移など、法曹需要
を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ
集積（注 2）を継続して行っているところである。
- 2 （現時点で、今後の法曹需要の見込みについて
具体的なことを申し上げることは困難であるが、）
法務省としては、今後、必要なデータの一定の集積
や法科大学院改革の成果等を踏まえた上で、高
い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応え
ることのできる法曹の輩出規模について、必要な
検討を行ってまいりたい。」

（注 2）そのほか、集積しているデータとしては、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 []】